那須町立東陽小学校 学校いじめ防止基本方針

1　いじめのない学校づくりに向けて

（いじめの定義）
「いじめ」とは、児童生徒に対して、（中略）当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義のもと、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて　～「いじめ防止プログラム」～

○　児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
○　児童一人一人がいじめの問題を教職員自身の問題として認識し、「いじめを許さない心」と「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、学校組織をあげた計画的な指導を実践します。
○　教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
○　「いじめ防止教室」として全校集会を開催します。

(2) いじめの早期発見に向けて

○　いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識します。
○　児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
○　いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
○　日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
○　日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

(3) いじめの早期解決に向けて

○　いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
○　いじめられている児童を徹底的に守り通します。
○　いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めた上で、安易に解決したと思い込むことなく、解決に向け組織的な対応を図ります。
○　いじめる児童については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
○　保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

(4) 本方針の見直しについて

○　本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員による点検等に基づき、定期的に見直しを行い、改善を図ります。

２　いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行います。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応します。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー等

(2) 未然防止・早期発見対策

① 未然防止対策

○ 学業指導の充実に向けた指導計画の立案
○ いじめに関する意識調査、集団を把握する調査の実施
（７月、１２月、３月の年３回）
○ アンケート調査等の調査結果の分析共有
○ いじめ防止に向けた道徳教育、特別活動等の実施状況の把握と改善策の検討
○ 「人間関係プログラム」によるクラス内の人間関係の醸成
○ 教育相談体制のチェック
○ 校内研修会の企画、立案
○ 要配慮児童への支援方針決定

② 早期発見対策

○ アンケート（「あのねカード」「教育相談アンケート」「いじめアンケート」）の実施、状況把握、指導、分析、改善
○ 情報交換による児童の状況の共有
○ いじめが疑われる案件の事実確認・判断

(3) いじめ認知時の対応

① 事実関係の把握【図１参照】

(ｱ) 学校は、アンケート調査、児童・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努める。

校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅速に調査・指導を行う。その際、情報を適切に記録しておくとともに特に重大事態であるかどうか、または重大事態への可能性があるかどうか考慮する必要がある。

【図１】

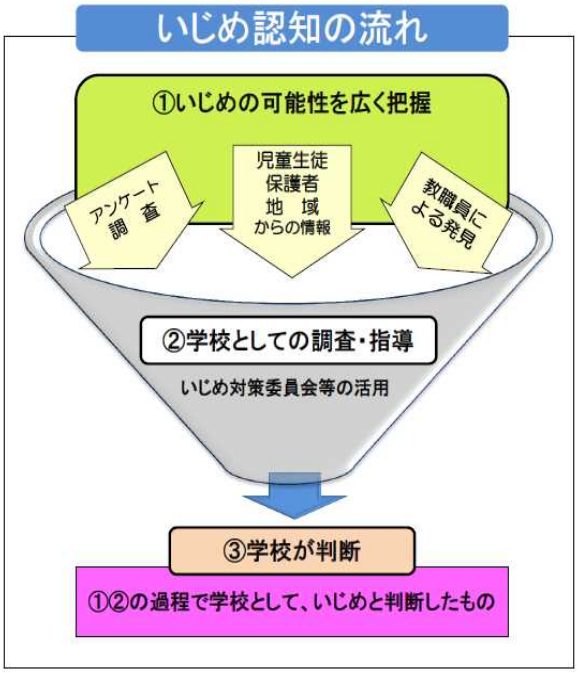

② 「いじめ対策委員会」の対応【図２参照】

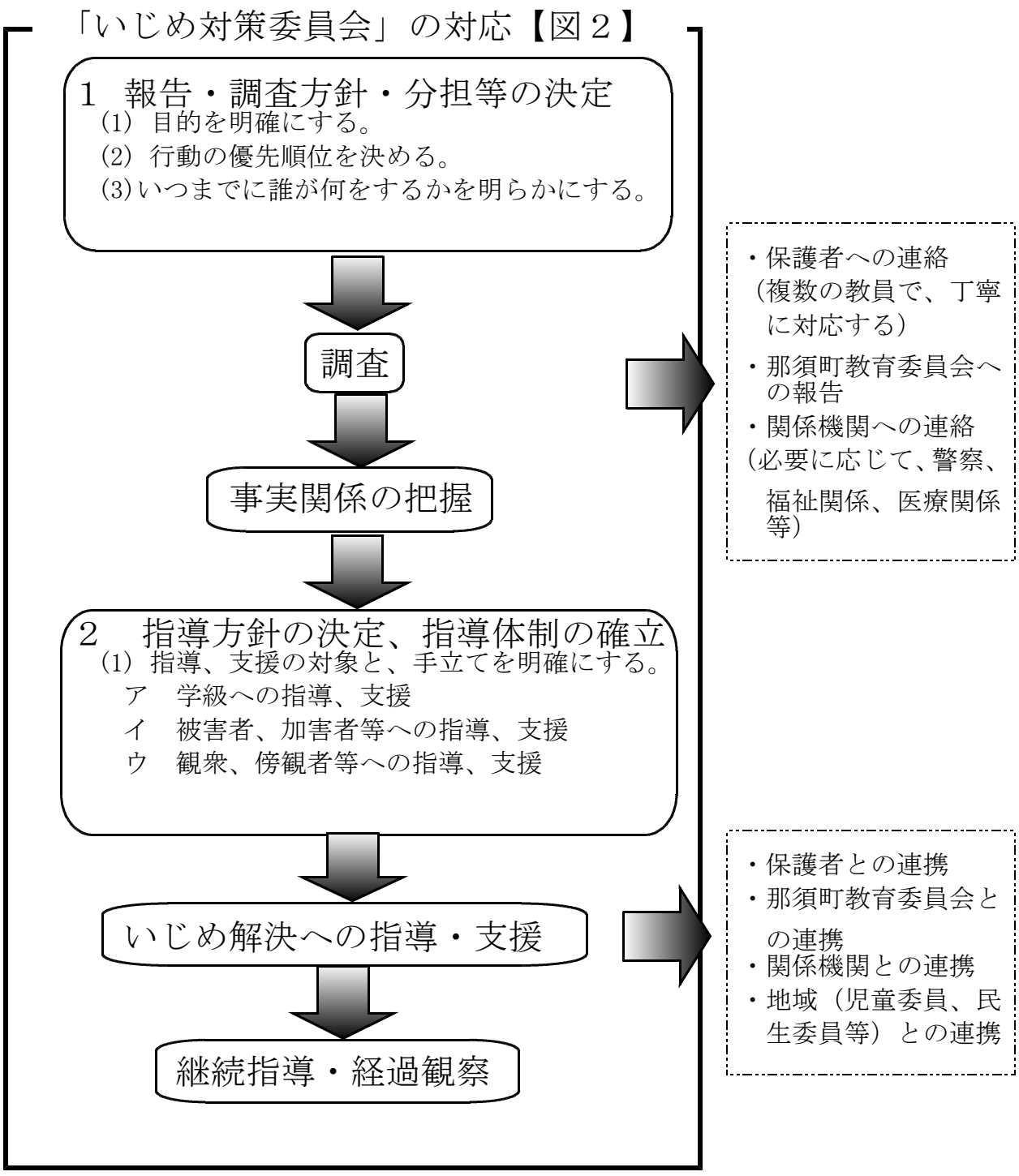

③ 関係機関への報告【図３参照】

【図３】

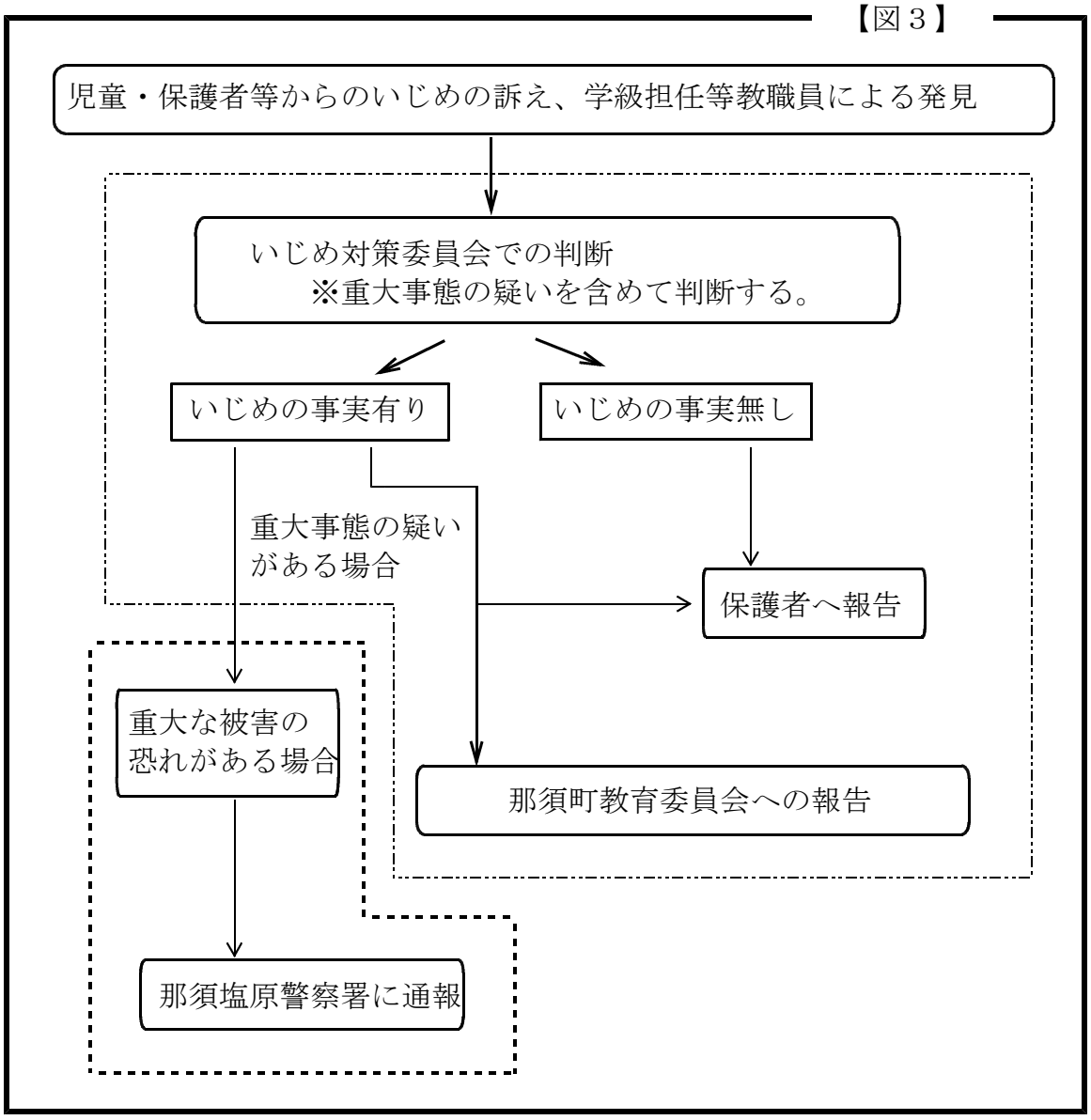

3　具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行います。

(1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめに対する意識の高揚

○ いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年１回以上実施する。

○ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

いじめに関する校内体制のチェックを年１回以上行い、速やかに改善を図る。

③　学業指導の充実

○　学業指導の充実に向け、指導計画を作成し、組織的かつ計画的な指導に努める。

○　「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

○　「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、児童一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

○　「人間関係プログラム」を活用し、児童が人間関係を構築する際に必要とするスキルを身に付け、コミュニケーション能力を高めるよう努める。

④　道徳教育の充実

○　道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。

⑤　特別活動の充実

○　特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

○　生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動を推進する。

○　児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

⑥　人権が守られた学校づくりの推進

○　自他の人権の大切さを認め合うことができるよう人権教育を推進する。

○　自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

○　いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

⑦　保護者・地域との連携

○　ＰＴＡと協力して保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、学校いじめ防止基本方針について周知するとともに、いじめ問題について保護者と学ぶ機会を設定する。

○　学校のホームページ等を通じて、地域に対し学校いじめ防止基本方針について周知する。

⑧　ネットいじめへの対応

○　携帯電話、スマートフォン等は校内での使用を禁止する。

○　総合的な学習の時間や学級活動を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

○　以下の点について重点的に指導する。

・掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
・「出会い系サイト」などの有害サイトにアクセスさせない指導を徹底をする。
・　インターネットによるＳＮＳを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。

○　家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう保護者に対する啓発に努めるとともに、ＰＴＡと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

(2) 早期発見に関する対応

① アンケートの実施

○ 「あのねカード（悩み調査)」や「教育相談アンケート」を実施し、その結果を指導計画の改善に生かしていく。

○ 年３回「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見に役立てていく。

② 教育相談の充実

○ 教育相談週間を学期に一度設定する。（６月、１１月）

○ 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

○ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

③ 情報交換による共有

○ 毎週木曜日に、児童指導に特化した打合せを行い、配慮を要する児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

○ スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

(3) 早期解決に向けた対応

① 保護者への報告

○ いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。

○ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

② いじめられている児童及び保護者への支援

○ いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、児童の安全を確保する。

○ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

○ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者と話し合って決める。その際、いじめられた児童の意思を無視して強引に解決を進めないように配慮する。

③ いじめた児童への指導及び保護者への助言

○ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

○ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導にあたる。

○ 保護者の心情に配慮しながら、問題の解決のための協力を要請する。

④ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

○ いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせる。

○ 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。

⑤ ネットいじめへの対応

○ ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

⑥　警察との連携

○　いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

⑦　懲戒

○　在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、当該児童に対して、事実行為としての懲戒により反省を促したり、学校教育法第１１条の規定に基づき、法的効果を伴う懲戒を加えたりすることも検討する。

⑧　出席停止

○　在籍する児童がいじめを行っている場合であって、他の児童の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、出席停止の運用について積極的に検討する。

⑨　重大事態への対応

【重大事態の定義】

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（注：年間３０日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○　いじめ対策委員会により、速やかに関係児童等から聞き取りを行い、事実確認をする。

○　那須町教育委員会に報告するとともに、那須塩原警察署に通報し、適切な援助を求める。

○　重大事態調査のために那須町教育委員会が設置する組織に協力する。